

## 広島県告示第四百四十四号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき、広島県職業能力開発計画を定めたので、同条第四項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成二十八年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県職業能力開発計画（概要）

#### 一 計画策定の趣旨

雇用・経済情勢等の変化に対応した職業能力開発行政を推進するため、今後五か年の県の職業能力開発行政の基本計画として、施策の方向性や取組内容などを広く県民に示す。

#### 二 計画の期間

平成二十八年度から三十二年度までの五年間とし、必要に応じて見直しを行う。

#### 三 施策の展開

##### 1 人材確保の困難な産業を支える現場を担う人材の確保・育成

- (一) 若年者に対する職業観の醸成
- (二) 若年者に対する就職のための学び直しへの誘導
- (三) 地域産業の現場を担う人材の育成訓練
- (四) 競争力強化につながる人材の育成訓練
- (五) 企業・団体が自ら行う人材育成の促進
- (六) 労働者の職業能力開発意欲の向上

##### 2 求職者や障害者への就労支援

- (一) 多様な求人・求職ニーズに応じた離転職者訓練
- (二) 障害の態様、雇用ニーズに応じた障害者職業訓練

##### 3 推進体制

- (一) 関係機関との連携強化
- (二) 県の公共職業訓練の推進体制